

041 土地の表示に関する登記（登記事項：所在・地番）

（1）所在

市・区・郡・町・村・字

都道府県名が表示されることはない

（2）地番

地番の定め方	
①	同じ地番区域で重複しないように
②	分筆 ex) 3番を2筆に分筆→3番1、3番2 1番4を3筆に分筆（地番区域の最終の支号が1番7） →1番4、1番8、1番9
③	閉鎖された土地の地番は、特別な事情がない限り再使用不可
④	表題登記の場合は、地番区域の最終の次の番号
⑤	合筆した土地の地番は、合筆前の首位の地番
⑥	要役地を分筆する場合、支号を用いない地番を存することができる
⑦	不適な地番は、登記の際に変更

②、④、⑤は、特別な事情があるときは、適宜の地番を定めることができる

（3）過去問で確認！

・隣接地の所有者間において両土地の地番を付け替える旨の合意を含む調停が成立したとしても、その合意に基づいて両土地の地番を付け替える地図訂正の申出をすることはできない。（○ H23問5ウ）

・要役地についての地役権の登記がある土地で地番に支号がないものについて分筆の登記をする場合において、当該地役権を分筆後のいずれかの土地について消滅させることを証する地役権者が作成した情報が提供され、当該土地の地役権を抹消するときは、分筆した土地について支号を用いない地番を存することができる。（○ H23問7イ）

042 土地の表示に関する登記（登記事項：地目）

（1）地目

以下の 23 種類に分類される

地目の種類		
① 田	⑨ 山林	⑯ ため池
② 畑	⑩ 牧場	⑰ 堤
③ 宅地	⑪ 原野	⑲ 井溝
④ 学校用地	⑫ 墓地	⑳ 保安林
⑤ 鉄道用地	⑬ 境内地	㉑ 公衆用道路
⑥ 塩田	⑭ 運河用地	㉒ 公園
⑦ 鉱泉地	⑮ 水道用地	㉓ 雜種地
⑧ 池沼	⑯ 用悪水路	

一体化グループ	学校用地、鉄道用地、牧場、境内地、水道用地、公園
池グループ	池沼、ため池、水道用地
水路グループ	運河用地、用悪水路、水道用地、井溝、雜種地